

NPO 法人せいしとらんし熊本

S P T 規則

第1条（目的および適用範囲）

この規則は NPO 法人せいしとらんし熊本（以下法人という）の性教育講師（以下単に S P T という）の登録に関する基本的事項を定めたものである。

2. ここでいう S P T とは、S P T 養成講座の受講を経て、法人に登録された者をいう。
3. この規則は、法人に登録されている全 S P T に適用される。

第2条（規則遵守の義務）

法人と S P T は、この規則を遵守し、相互に信頼しあって法人の発展に努めなければならない。

第3条（登録）

S P T 養成講座の受講を修了した全ての者に S P T として登録する権利を有するものとする。但し法人発行の S P T 資格証明（修了証）は、講座修了をした全ての者に授与されるものとする。

2. S P T 養成講座の修了と同時に S P T 登録を行うことができる。その際、初年度の登録期間は養成講座を修了した月の翌月から当該年度末までとなる。

第4条（提出書類）

前条により S P T として登録された者は、法人に次の書類を提出しなければならない。但し既に提出済みのものはこの限りではない。

- ① S P T 登録書
- ② S P T 誓約書
- ③ その他法人が必要と認めたもの

第5条（登録料）

法人に納入する S P T 登録料は1年間 12,000 円とし、更新月は毎年4月とする。

2. 年度途中で S P T 登録した場合、登録料は翌月分より月割した額を法人に納入する。

第6条（S P T 紹介）

S P T は法人のホームページで紹介をする。

第7条（更新）

SPTとして登録を継続させる場合は、更新月の末日までに次年度の登録料を支払わなければならない。

第9条（再受講）

SPT登録者の講座の再受講は、新規養成講座のカリキュラムに参加する場合は無料とする。

第10条（法人での講座練習の機会）

SPTは希望により、法人が主催する講座で講師経験を積むことができる。その際支給される講師料は第12条の通りとする。

第11条（一般受講者向け冊子の使用）

SPTは法人の作成した一般受講者向け冊子（以下、テキストという）を別に定めた料金で購入し、個人が主催する講座でも使用することができる。

第12条（法人が主催する講座の講師料）

法人が主催する講座の講師を行う場合、法人は講座料と集客数から発生する収益の70%をSPTに支払うこととする。なお、法人が主催する講座では法人のテキスト等を自由に使用することができる。

第13条（法人が受けた助成事業の講師料）

法人が受ける助成事業にSPT業務として活動する場合、その講師料の額は助成事業毎に理事会で協議し定めることとする。なお、交通費は法人の定める旅費規程に基づき支給する。

第14条（個人で依頼を受けたSPT業務の講師料）

SPTが個人で受けた講師依頼に関しては、使用したテキスト代以外に法人に納入する費用は発生しないこととする。

第15条（個人で主催する講座の講師料）

SPTが個人的に主催した講座に関しては、使用したテキスト代以外に法人に納入する費用は発生しないこととする。

第16条（登録の解除）

SPTが次の各号のいずれかに該当する場合には、法人SPTの登録資格を失う。

- ① 本人により登録解除を申し出て、これを法人が承認したとき。
- ② 法人に連絡なく、更新月の翌月になっても登録料の支払いがない場合。
- ③ 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ④ S P Tとしてふさわしくない行為があったとき。

第 17 条（養成講座の禁止）

S P Tは法人の許可なく性教育講師の養成を行うことはできない。

第 18 条（規則の変更）

S P T規則の変更があった場合、法人は速やかに全ての S P Tへその内容を知らせる。

第 19 条（登録更新の自由）

S P T登録や更新に関しては個人の自由とし、法人や法人役員はその意思を尊重するものとする。

第 20 条（再登録）

S P Tの再登録は次の各号の全てを満たした者のみ、認めることとする。

- ① 登録解除の理由が第 16 条 ①による者
- ② 法人が定める再養成課程を受講し、認定試験で所定の成績を収めた者

第 21 条（再養成課程の申込み）

S P Tの再養成の受講を法人に申込み、別に定める受講料を全額納入した者が S P T再養成講座を受講することができる。

第 22 条（コミュニケーションツールの使用）

S P Tが法人内や他の S P Tとやりとりを行う際は、法人の準備するコミュニケーションツール（LINE WORKS）を使用することとする。

2. LINE WORKS の使用料は法人が負担するものとする。

3. S P T登録解除する場合、当該アカウントおよびアカウントに保存したデータは法人が責任をもって全て削除することとする。

（附則）この規則は 2020 年 1 月 1 5 日から施行する。

（附則）2021 年 4 月 26 日改定（理事会による議決）

（附則）2021 年 7 月 5 日改定（理事会による議決）

（附則）2021 年 12 月 24 日改定（理事会による議決）

（附則）2022 年 2 月 7 日改定（理事会による議決）